

第9次消費者委員会への要望について

2025年10月14日

日本司法書士会連合会

1 個人事業者を狙う様々な取引被害に関する調査・審議

- 個人事業者を契約当事者とする取引被害の存在
 - 電話機等の提携リース、求人広告商法等
- こうした取引被害は、特別法の“すきま事案”として、個人事業者がターゲット層になっている側面は否定できない。
 - 契約の目的や事業実態等から特商法や消費者契約法の対象となる事案もあるが、純粹事業目的取引はこれら法律の射程外
- 消費者委員会の所掌事務である「消費者」については、これまでは消費者契約法の「消費者」の定義に準じたものであったと理解
 - その結果、上記のような取引被害は、外観上「事業者が事業目的で行う」取引となり、同法の「消費者」に該当しないものと整理され、おそらく、消費者委員会として取り上げることがなかったものと理解
- 消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会報告書(令和7年7月)は、(消費者の)“脆弱性”も消費者法制度の基礎に置く必要性を指摘するところ、「状況的脆弱性」については個人事業者であっても同様。
 - 報告書は、「生活領域における非事業的な活動を行う生身の人間(生活者たる自然人)である」ことから、「消費者」には様々な「脆弱さ」が生じる。」としている(報告書9頁)。この点につき、①個人事業者であっても、「a非事業的な活動(生活空間)+b事業活動」によって日々の生活が形成されていること、②報告書は、「消費者」の捉え方として生活者まで広げることは自然としており、個人事業者であっても上記①aの場面では「消費者」となりうること、③上記①bの取引の場面において、上記①aにおける活動(行動履歴等)を前提とした勧誘が行われる可能性もありうることからすれば、個人事業者の「状況的脆弱性」につけ込む取引被害については、委員会の所掌事務の範囲として捉えてもよいのではないかと考えうる。

2 いわゆる“終活”関連の取引に関する調査・審議

- 超高齢社会をむかえ、いわゆる“終活”関連の取引が活況となるとともに発生した消費者トラブルの存在
 - お墓・葬儀に関する契約、不動産・動産の買取り・引取りに関する契約、高齢者等終身サポート事業(身元保証含む)に関する契約のトラブルなど
- そこで上記取引に関する調査・審議が必要ではないか。
 - 消費者委員会は「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」(平成29年1月31日)を発出し、内閣官房(身元保証等高齢者サポート調整チーム)は「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」(令和6年6月)を発出しているが、他の取引類型への調査等が必要ではないか。

3 悪質事業者の手口と現行法や運用上の課題に関する調査・審議

- 消費者取引におけるデジタル化等により、①複数の者が役割を分化して取引に介在、②詐取した金銭(資産)の追跡困難性、③証拠となりうる表示の消去・改変容易性、④相手方の特定が困難等の問題が発生。
- また、短期に法人設立をして荒稼ぎをしたうえで解散をすることにより、契約の当事者である法人からの回収が困難となるケースが少なからず存在。
- こうした現状は、悪質事業者の“やり得”を許容する事態となっている。
- そこで、犯罪対策閣僚会議「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」(令和7年4月22 日)による効果等にも留意しつつ、必要に応じて、これら問題の所在を整理し、横断的に現行法制上の諸課題を抽出する必要があるのではないか。

【参考】消費者庁及び消費者委員会設置法

(設置)

第六条 内閣府に、消費者委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。

イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項

ロ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項

ハ 景品類等の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する重要事項

ニ 物価に関する基本的な政策に関する重要事項

ホ 公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する重要事項

ヘ 消費生活の動向に関する総合的な調査に関する重要事項

二 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、前号に規定する重要事項に関し、調査審議すること。

三 消費者安全法第四十三条の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めること。

四 消費者基本法、消費者安全法(第四十三条を除く。)、割賦販売法、特定商取引に関する法律、預託等取引に関する法律、食品安全基本法、消費者教育の推進に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、食品表示法、食品衛生法、日本農林規格等に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第百二十一号)及び公益通報者保護法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(職権の行使)

第七条 委員会の委員は、独立してその職権を行う。

(資料の提出要求等)

第八条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

ご清聴ありがとうございました。